

○串間市子ども医療費助成に関する条例

平成13年1月23日串間市条例第5号

改正

平成17年6月28日条例第18号

平成18年9月29日条例第39号

平成20年6月25日条例第21号

平成23年3月29日条例第7号

平成26年3月24日条例第6号

平成27年3月25日条例第12号

平成28年3月23日条例第10号

串間市子ども医療費助成に関する条例

串間市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和49年串間市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病等の治療を容易にし、子どもの保健・福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日の属する年度の末日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成の対象)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが、串間市内に住所を有すること。

(2) 子どもが、病院又は診療所において医療を受けたこと、調剤薬局において医師の処方箋により薬剤の処方を受けたこと、指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護を受けたことその他医療保険各法の規定により保険診療の対象となった医療等を受けたこと。

(3) 子どもが、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される子どもの保護者は、助成対象者から除くものとする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が子どもに係る負傷又は疾病について、保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（入院時の食事療養及び選定療養に係る費用を除く。）を助成するものとする。

2 前項の規定による助成は、他法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、前項に規定する額から当該付加給付等の額を控除した額とする。

3 助成対象者が、保険医療機関等において子どもに係る保険給付につき一部負担金又は医療費の全額を負担した場合においては、前2項の例により助成するものとする。

(子ども医療費受給資格証)

第5条 この条例による助成対象者は、規則の定めるところにより受給資格の登録を受け、子ども医療費受給資格証の交付を受けなければならない。

2 宮崎県内の保険医療機関等において保険給付を受ける場合は、助成対象者は当該保険医療機関等に子ども医療費受給資格証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第6条 市長は、第4条第1項及び第2項の助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条第3項の場合においては、助成対象者の申請に基づき、助成対象者に対し助成するものとする。
- 4 前項の申請は、保険医療機関等において、保険給付を受けた月の翌月の初日又は医療を受けた月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(届出の義務)

第7条 助成対象者は、自己若しくは子どもについて、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 助成対象者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合、速やかに市長に子ども医療費受給資格証を返納しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、支給事由が第三者行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 平成13年1月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の串間市乳幼児医療助成に関する条例の規定は、平成17年10月1日以後の診療に係るものから適用し、同日前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日条例第39号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年 6 月25日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の串間市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成20年10月 1 日以後の診療に係るものから適用し、同日前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月29日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の串間市子ども医療費助成に関する条例の規定は、平成23年 4 月 1 日以後の医療等に係るものから適用し、同日前の医療等に係るものについては、なお従前の例による。

（串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正）

- 3 串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成20年串間市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号を次のように改める。

- （3）串間市子ども医療費助成に関する条例（平成13年串間市条例第 5 号）の規定により医療費の助成を受けられる者のうち、満 6 歳に達する日の属する年度の末日までのもの

附 則（平成26年 3 月24日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の串間市子ども医療費助成に関する条例の規定は、平成26年 4 月 1 日以後の医療等に係るものから適用し、同日前の医療等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月25日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の串間市子ども医療費助成に関する条例の規定は、平成27年 6 月 1 日以後の医療等に係るものから適用し、同日前の医療等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月23日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の串間市子ども医療費助成に関する条例及び串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成28年 6 月 1 日以後の医療等に係るものから適用し、同日前の医療等に係るものについては、なお従前の例による。